

第24期

定時株主総会招集ご通知

開催日時 令和2年12月17日（木曜日）午前10時

開催場所 東京都港区赤坂九丁目7番1号
ミッドタウン・タワー4F
東京ミッドタウン カンファレンス Room7

会議の目的事項

報告事項 ▶ 第24期(令和元年10月1日から令和2年9月30日まで) 事業報告及び計算書類報告の件

決議事項 ▶ 第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 当社取締役に対するストックオプションに係る報酬額及び内容決定の件

- ※新型コロナウイルス感染防止への対応に関するお知らせ
- ・ご出席を予定されている株主様におかれましては、当日までの健康状態にご留意いただき、くれぐれもご無理のないようお願いいたします。
 - ・事業説明会につきましては、やむなく中止とさせていただきます。
 - ・会場入り口にて、検温の実施やマスクの着用をお願いする場合がございます。
 - ・会場内の席の間隔を確保するため、入場は先着順とし、会場にご入場いただける人数を制限させていただく場合がございます。

パラカ株式会社

証券コード 4809

 **パラカ株式会社**

目次

第24期定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	3
第1号議案 剰余金の処分の件	
第2号議案 当社取締役に対するストックオプションに係る報酬額及び内容決定の件	
事業報告	8
計算書類	27
監査報告書	44
株主総会会場ご案内図	裏表紙

株 主 各 位

東京都港区愛宕二丁目5番1号
パラカ株式会社
代表取締役 間 嶋 正 明

第24期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第24期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討下さいまして、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、令和2年12月16日（水曜日）午後6時までには到着するようにご返送下さいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 令和2年12月17日（木曜日）午前10時
2. 場 所 東京都港区赤坂九丁目7番1号 ミッドタウン・タワー4F
東京ミッドタウン カンファレンス Room7
3. 目的事項
報告事項 第24期（令和元年10月1日から令和2年9月30日まで）
事業報告及び計算書類報告の件

決 議 事 項

第1号議案 剰余金の処分の件

第2号議案 当社取締役に対するストックオプションに係る報酬額及び内容決定の件

以 上

※新型コロナウイルス感染防止への対応に関するお知らせ

- ・ご出席を予定されている株主様におかれましては、当日までの健康状態にご留意いただき、くれぐれもご無理のないようお願いいたします。
- ・事業説明会につきましては、やむなく中止とさせていただきます。
- ・会場入り口にて、検温の実施やマスクの着用をお願いする場合がございます。
- ・会場内の席の間隔を確保するため、入場は先着順とし、会場にご入場いただける人数を制限させていただく場合がございます。

~~~~~  
当日ご出席の際は、お手数ながら、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出下さいますようお願い申し上げます。

なお、株主総会参考書類並びに事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス<https://www.paraca.co.jp/>）において周知させていただきます。

# 株主総会参考書類

## 議案及び参考事項

### 第1号議案 剰余金の処分の件

当社は「持続的な成長と中長期的な企業価値の向上のために「資本効率」、「財務健全性」及び「投資環境」に応じて、再投資とのバランスをとりながら株主の皆様への利益配分を行うこと」を基本方針としております。このような方針のもと、当期の期末配当につきましては以下のとおりとさせていただきたいと存じます。

- (1) 配当財産の種類  
金銭
- (2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額  
当社普通株式1株につき金55円 総額 560,092,720円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日  
令和2年12月18日

## 第2号議案 当社取締役に対するストックオプションに係る報酬額及び内容決定の件

当社の取締役（社外取締役を除く）に対し、その業績向上に対する意欲や士気を高め、より一層の収益拡大と体質強化を図るため、ストックオプションとしての新株予約権を年額3,000万円以内で発行することにつき、ご承認をお願いするものであります。この新株予約権の額は、当社の役員に対する報酬等として、平成27年12月17日開催の第19期定時株主総会においてご承認いただきました取締役の報酬額（年額3億円以内、うち社外取締役分20百万円以内）とは別枠で設定するものであります。なお、現在の取締役は5名（うち社外取締役は3名）であります。

### 新株予約権の内容

#### (1) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

当社普通株式40,000株を各事業年度に係る定時株主総会開催日の翌日以降1年間に発行する新株予約権の目的となる株式数の上限とする。

なお、新株予約権を割り当てる日（以下「割当日」という。）後に、当社が合併、会社分割、株式分割（株式無償割当を含む。）または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

#### (2) 新株予約権の総数

400個を各事業年度に係る定時株主総会開催日の翌日以降1年間に発行する新株予約権の数の上限とする。

なお新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は100株とする。ただし上記(1)に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。

#### (3) 新株予約権と引換えに金銭を払い込むことの要否

新株予約権と引換えに金銭の払い込みを要しない。

#### (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、次により決定される1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に上記(2)に定める新株予約権1個当た

りの目的となる株式の数を乗じた金額とする。

行使価額は、割当日の属する月の前月の各日（取引が成立していない日を除く。）における東京証券取引所における当社株式普通取引の終値の平均値または新株予約権割当日の東京証券取引所における当社株式普通取引の終値（取引が成立しない場合はそれに先立つ直近日の終値）のうちいずれか高い方の金額とする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割または併合の比率}}$$

また、当社が時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使による場合を除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

また、上記のほか、新株予約権割当後に当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うものとする。

#### (5) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の募集事項を決定する取締役会決議の日後2年を経過した日から当該決議の日後10年を経過する日までとする。

- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金及び資本準備金に関する事項
- ①新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
  - ②新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の条件  
譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。
- (8) 新株予約権の行使の条件
- ①新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時において当社の取締役、監査役または従業員のいずれかの地位を有していることを要する。ただし、定年退職その他取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りではない。
  - ②新株予約権の譲渡、質入れその他の担保設定及び相続は認めない。
  - ③その他の条件は、株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約書に定めるところによる。
- (9) 新株予約権の取得事由  
新株予約権者が上記(8)①の条件を満たさなくなった場合、その他理由のいかんを問わず権利を行使することができなくなった場合、当該新株予約権について、当社はこれを無償で取得することができる。
- (10) 組織再編時の取扱い  
当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して、以下「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合において、募集新株予約権は消滅する

ものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

①交付する再編対象会社の新株予約権の数

組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

②新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

③新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記(1)に準じて決定する。

④新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、調整した再編後の払込金額に新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。

⑤新株予約権を行使することができる期間

上記(5)に定める募集新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記(5)に定める募集新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

⑥新株予約権の行使の条件

上記(8)に準じて決定する。

⑦譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。

⑧再編対象会社による新株予約権の取得事由

上記(9)に準じて決定する。

(11) 新株予約権の行使により発生する端数の切り捨て

新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

以 上



(提供書面)

# 事業報告

(令和元年10月1日から令和2年9月30日まで)

## 1. 会社の現況に関する事項

### (1) 事業の経過及び成果

当事業年度（自 令和元年10月1日 至 令和2年9月30日）における我が国の経済は、雇用・所得環境の改善を背景に、全体として緩やかな回復基調が続いておりましたが、令和2年2月より新型コロナウイルス感染症の流行が国内でも拡大し、出控えや各種経済活動の自粛要請等により、景況感は急速に落ち込みました。

当社の属する駐車場業界においては、新型コロナウイルス感染症の流行以前は、慢性的な駐車場不足や都市部での建築に伴う駐車需要、個人消費の持ち直しを背景に売上は底堅く推移しておりました。このような中で、当社は引き続き積極的な営業活動を行い、新規駐車場の開設を進めるとともに、既存駐車場においても料金変更を機動的に行うなど採算性向上に努めました。

しかし、令和2年2月上旬より、新型コロナウイルス感染症の影響が北海道から徐々に拡大し、4月から5月にかけて発出された緊急事態宣言に伴う外出自粛等の影響を大きく受け、特に繁華街周辺、商業施設周辺、パークアンドライド型の駅前立地の駐車場について、売上高が大きく減少いたしました。その後、5月25日の全国的な緊急事態宣言の解除以降、徐々に売上高は回復しております。また、不採算駐車場の解約、還元方式への移行、賃料変更など、売上原価の削減に努めました。

なお、3月から9月にかけての、売上高及び売上総利益の推移は、下記の通りです。

|            | 3月次   | 4月次   | 5月次   | 6月次   |
|------------|-------|-------|-------|-------|
| 売上高（百万円）   | 1,083 | 797   | 799   | 969   |
| 売上高 前年同月比  | 88.4% | 67.9% | 69.3% | 82.9% |
| 売上総利益（百万円） | 245   | △21   | 38    | 233   |
| 売上総利益率     | 22.6% | △2.7% | 4.8%  | 24.1% |

|            | 7月次   | 8月次   | 9月次   |
|------------|-------|-------|-------|
| 売上高（百万円）   | 1,032 | 973   | 1,018 |
| 売上高 前年同月比  | 84.3% | 80.1% | 87.2% |
| 売上総利益（百万円） | 316   | 262   | 294   |
| 売上総利益率     | 30.7% | 26.9% | 28.9% |

また、新規開設については、令和2年3月上旬より、このような状況下でも収益が確保できる物件に限って行っております。

その結果、当事業年度においては、174件3,105車室の新規開設、239件3,295車室の解約等により、65件190車室の純減となり、9月末現在2,081件30,712車室が稼働しております。

上記の新型コロナウイルス感染症の影響により、当事業年度の売上高は、12,471百万円（前事業年度比11.5%減）、営業利益1,393百万円（前事業年度比38.7%減）、経常利益1,185百万円（前事業年度比42.9%減）、当期純利益748百万円（前事業年度比68.6%減）を計上いたしました。

なお、甲府市において道路建設のための土地収用に伴い、保有駐車場用地を一部売却したため、固定資産売却損4百万円を特別損失に計上しております。また、投資有価証券評価損48百万円を特別損失に計上しております。

当社の駐車場形態ごとの状況は以下の通りであります。

#### （賃借駐車場）

当事業年度においては、147件2,842車室の開設及び、239件3,212車室の解約等により、92件370車室の純減となりました。その結果、9月末現在1,851件26,143車室が稼働しており、売上高は10,227百万円（前事業年度比11.7%減）となりました。

#### （保有駐車場）

当事業年度においては、旭川市1件5車室、青森市1件22車室、盛岡市1件3車室、仙台市2件24車室、高崎市2件15車室、東京都新宿区1件16車室、江東区1件2車室、豊島区1件4車室、荒川区1件4車室、足立区1件4車室、横浜市2件10車室、甲府市1件4車室、大垣市1件8車室、大阪市5件29車室、兵庫県川西市2件35車室、徳島市1件13車室、高知市1件7車室、長崎市1件13車室、熊本市1件16車室の計27件234車室を新規開設いたしました。また、既存保有駐車場の隣地を取得することで、千葉県八千代市において12車室、岡山市において3車室、姫路市において3車室、長崎市において10車室増設いたしました。

一方で、水戸市において、車室数が供給過多であった保有駐車場の一部敷地について売却したため、80車室減少いたしました。甲府市において、道路建設のための土地収用に伴い、2車室減少いたしました。また、レイアウト変更に伴い、豊島区において1車室減少、大垣市において1車室増加いたしました。その結果、27件263車室の増加、83車室の減少

となり、9月末現在においては230件4,569車室が稼働しております。売上高は1,768百万円（同11.7%減）となりました。

当事業年度において、保有駐車場への投資額は2,951百万円となりました。

（その他事業）

当事業年度においては、不動産賃貸収入、自動販売機関連売上、バイク・バス・駐輪場売上、太陽光発電売上、不動産仲介売上により、売上高は474百万円（同4.3%減）となりました。前事業年度において、札幌市に所有していたビルを売却したため、不動産賃貸収入が減少いたしました。

事業区分別の売上高は以下のとおりであります。

| 事業区分  | 売上高(百万円) | 構成比(%) | 車室数(車室) |
|-------|----------|--------|---------|
| 賃借駐車場 | 10,227   | 82.0   | 26,143  |
| 保有駐車場 | 1,768    | 14.2   | 4,569   |
| その他事業 | 474      | 3.8    | —       |
| 合計    | 12,471   | 100.0  | 30,712  |

## (2) 対処すべき課題

当社は収益力の向上のため、対処すべき課題として以下の項目に取り組んでまいります。

### ① 解約リスクの低減

当社は、時間貸駐車場事業を賃借駐車場モデル（土地オーナーより駐車場用地を借り受け事業を行うモデル）に依存し過ぎることは、賃貸借契約の解約により事業を継続できなくなるリスクがあると考えております。そこで、賃借駐車場の解約リスクを軽減し、企業全体として長期安定的・継続的に成長していくためには、キャッシュ・フローを考慮しながら、「賃借駐車場」及び「保有駐車場」のポートフォリオを組み立てていくことが必要と考えております。

### ② 収益リスクの低減

当社は事業基盤の更なる強化を図るため、事業地を新規駐車場（オープン後1年未満の駐車場）と既存駐車場（オープン後1年以上経過の駐車場）に分けて管理しております。加えて、賃借駐車場では、毎月一定の賃料を土地オーナーに支払う「固定方式」にかかるリスク管理の徹底と、駐車場売上によって賃料が変動する「還元方式」を組み合わせることにより、収益リスクの低減に努めております。

### ③ オペレーションスキルの向上

当社は「標準化」を推進し、従業員のオペレーションスキルの向上により、全社的な収益拡大とコスト低減を図ることに努めております。今後も引き続き、人材育成・教育によりオペレーションスキルの向上を図ることで、利益率の改善に努めてまいります。

### ④ 営業力の強化

当社が成長を図る上では、今後も継続して営業力を強化していく必要があると認識しております。人員の拡大を図るとともに、「標準化」を推進し、OJT教育、全体研修、個別指導を通じ、個々のスキルアップに努めてまいります。加えて、営業支援システムの機能向上、情報の蓄積と活用を促進してまいります。

## (3) 設備投資の状況

当事業年度における設備投資総額は、3,298百万円であります。その主なものは、事業用土地2,951百万円、リース資産（駐車場機器）208百万円であります。

## (4) 資金調達の状況

当事業年度は、借入金により5,843百万円調達いたしました。  
なお、新株予約権の行使により43百万円調達いたしました。

- (5) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況  
該当事項はありません。
- (6) 事業の譲受けの状況  
該当事項はありません。
- (7) 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況  
該当事項はありません。
- (8) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況  
該当事項はありません。
- (9) 財産及び損益の状況

| 区 分            | 第21期<br>(平成29年9月期) | 第22期<br>(平成30年9月期) | 第23期<br>(令和元年9月期) | 第24期<br>(令和2年9月期) |
|----------------|--------------------|--------------------|-------------------|-------------------|
| 売上高 (百万円)      | 12,689             | 13,670             | 14,085            | 12,471            |
| 経常利益 (百万円)     | 2,192              | 1,952              | 2,076             | 1,185             |
| 当期純利益 (百万円)    | 1,479              | 1,881              | 2,381             | 748               |
| 1株当たり当期純利益 (円) | 152.13             | 192.08             | 241.47            | 75.51             |
| 総資産 (百万円)      | 27,698             | 30,740             | 34,035            | 35,608            |
| 純資産 (百万円)      | 11,765             | 13,278             | 15,221            | 15,497            |

- (10) 重要な親会社及び子会社の状況
- ① 親会社の状況  
該当事項はありません。
- ② 子会社の状況  
該当事項はありません。

- (11) 主要な事業内容（令和2年9月30日現在）  
 当社の主要な事業内容は下記のとおりです。  
 駐車場の運営及び管理業務  
 不動産の所有、賃貸借、売買及び管理

- (12) 主要な営業所（令和2年9月30日現在）

|             |           |                         |
|-------------|-----------|-------------------------|
| 本 社         | 〒105-6209 | 東京都港区愛宕2-5-1            |
| 大 阪 支 店     | 〒530-0004 | 大阪府大阪市北区堂島浜1-4-19       |
| 新 潟 支 店     | 〒951-8068 | 新潟県新潟市中央区上大川前通六番町1215-7 |
| 札 幌 営 業 所   | 〒060-0002 | 北海道札幌市中央区北二条西3-1        |
| 仙 台 営 業 所   | 〒980-0014 | 宮城県仙台市青葉区本町1-11-1       |
| 埼 玉 営 業 所   | 〒330-0064 | 埼玉県さいたま市浦和区岸町7-5-21     |
| 千 葉 営 業 所   | 〒260-0027 | 千葉県千葉市中央区新田町5-10        |
| 名 古 屋 営 業 所 | 〒460-0008 | 愛知県名古屋市中区栄2-1-1         |
| 京 都 営 業 所   | 〒600-8009 | 京都府京都市下京区函谷鉾町79         |
| 大 阪 営 業 所   | 〒552-0007 | 大阪府大阪市港区弁天1-2-1-1000    |
| 神 戸 営 業 所   | 〒650-0024 | 兵庫県神戸市中央区海岸通3           |
| 福 岡 営 業 所   | 〒812-0011 | 福岡県福岡市博多区博多駅前2-11-26    |

- (13) 使用人の状況（令和2年9月30日現在）

| 使用人数 | 前事業年度末比増減 | 平均年齢  | 平均勤続年数 |
|------|-----------|-------|--------|
| 85名  | +5名       | 32.1歳 | 6.4年   |

(注) 上記使用人数にはパートタイマー及び派遣社員の3名は含まれておりません。

## (14) 主要な借入先（令和2年9月30日現在）

| 借入先          | 借入額      |
|--------------|----------|
| 株式会社三井住友銀行   | 8,814百万円 |
| 株式会社みずほ銀行    | 2,374百万円 |
| 三井住友信託銀行株式会社 | 1,435百万円 |
| 株式会社りそな銀行    | 1,148百万円 |
| 株式会社三菱UFJ銀行  | 670百万円   |
| 株式会社京都銀行     | 508百万円   |
| 株式会社百十四銀行    | 486百万円   |
| 株式会社みなと銀行    | 397百万円   |
| 株式会社東邦銀行     | 256百万円   |
| 株式会社横浜銀行     | 249百万円   |
| 株式会社広島銀行     | 221百万円   |
| 株式会社足利銀行     | 162百万円   |
| 株式会社北陸銀行     | 158百万円   |
| 株式会社商工組合中央金庫 | 158百万円   |
| 株式会社七十七銀行    | 145百万円   |
| 株式会社西日本シティ銀行 | 97百万円    |
| 株式会社阿波銀行     | 97百万円    |
| 株式会社伊予銀行     | 95百万円    |
| 株式会社北越銀行     | 86百万円    |
| 株式会社名古屋銀行    | 42百万円    |
| 株式会社関西みらい銀行  | 41百万円    |

- (15) その他会社の現況に関する重要な事項  
該当事項はありません。

## 2. 会社の株式に関する事項

- |              |             |
|--------------|-------------|
| (1) 発行可能株式総数 | 27,000,000株 |
| (2) 発行済株式の総数 | 10,257,200株 |
| (3) 株主数      | 8,663名      |
| (4) 大株主      |             |

| 株 主 名                                   | 持 株 数      | 持 株 比 率 |
|-----------------------------------------|------------|---------|
| 日成ビルド工業株式会社                             | 2,010,200株 | 19.7%   |
| 有限会社リョウコーポレーション                         | 700,000株   | 6.9%    |
| 兼平 宏                                    | 547,000株   | 5.4%    |
| 株式会社日本カストディ銀行（信託口）                      | 500,313株   | 4.9%    |
| S B I ホールディングス株式会社                      | 400,000株   | 3.9%    |
| 日信電子サービス株式会社                            | 300,000株   | 2.9%    |
| 株式会社プレステージ・インターナショナル                    | 300,000株   | 2.9%    |
| 内藤 宗                                    | 297,000株   | 2.9%    |
| 内藤 主                                    | 297,000株   | 2.9%    |
| 株式会社三井住友銀行                              | 240,000株   | 2.4%    |
| U B S C L I E N T G E N E R A L - C A D | 240,000株   | 2.4%    |

- (注) 1. 持株比率は、自己株式（73,696株）を控除して計算しております。
2. 当社は従業員株式給付信託を導入しており、株式会社日本カストディ銀行（信託口）が当社株式249,713株を取得しております。株式会社日本カストディ銀行（信託口）が所有する当社株式については、自己株式に含めておりません。
3. 令和2年7月27日付で、日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社は、JTCホールディングス株式会社及び資産管理サービス信託銀行株式会社と合併し、商号を株式会社日本カストディ銀行に変更いたしました。

- (5) その他株式に関する重要な事項  
該当事項はありません。



### 3. 新株予約権等に関する事項

- (1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

|                           | 第11回新株予約権                     | 第12-1回新株予約権                   |
|---------------------------|-------------------------------|-------------------------------|
| 発行決議の日                    | 平成25年12月19日開催<br>定時株主総会       | 平成26年12月18日開催<br>定時株主総会       |
| 保有人数及び新株予約権の数             |                               |                               |
| 当社取締役<br>(社外取締役を除く)       | 2名                      100個  | 1名                      390個  |
| 当社社外取締役                   | 0名                      0個    | 0名                      0個    |
| 当社監査役                     | 0名                      0個    | 0名                      0個    |
| 新株予約権の目的となる<br>株式の種類      | 普通株式                          | 普通株式                          |
| 新株予約権の目的となる<br>株式の数       | 10,000株                       | 39,000株                       |
| 新株予約権の払込金額                | 1個当たり63,041円                  | 無償                            |
| 権利行使時1株当たりの<br>行使価額 (注) 1 | 1円                            | 916円                          |
| 権利行使期間                    | 平成27年11月30日から<br>令和31年1月10日まで | 平成28年12月19日から<br>令和6年12月18日まで |
| 新株予約権の行使の条件               | (注) 2                         | (注) 3                         |

(注) 1. 当社は平成27年8月17日付で時価を下回る価額での第三者割当による自己株式の処分を行っております。これにより権利行使時1株当たりの行使価額は調整されております。

2. 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権者は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日以降10日間に限り、新株予約権を行使できる。
- ② 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行行使することができるものとする。かかる相続人による新株予約権の行使の条件は、下記③の契約に定めるところによる。
- ③ その他の条件は、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約書に定めるところによる。

3. 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権者は、権利行使時において当社の取締役、監査役又は従業員のいずれかの地位を有していることを要する。ただし、定年退職その他取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りではない。
- ② 新株予約権の譲渡、質入れその他の担保設定及び相続は認めない。
- ③ その他の条件は、株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約書に定めるところによる。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況  
該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

|                  | 第13回新株予約権              |
|------------------|------------------------|
| 発行決議の日           | 平成27年7月31日開催取締役会       |
| 交付人数及び新株予約権の数    | 3名3,600個               |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 普通株式                   |
| 新株予約権の目的となる株式の数  | 360,000株               |
| 新株予約権の払込金額       | 新株予約権1個当たり1,800円       |
| 権利行使時1株当たりの行使価額  | 1,624円                 |
| 権利行使期間           | 平成31年1月1日から令和7年7月31日まで |
| 新株予約権の行使の条件      | (注)                    |

(注) 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権者は、平成28年9月期から平成30年9月期までの累積当期純利益（当社の有価証券報告書に記載される損益計算書〔連結損益計算書を作成している場合は連結損益計算書〕における当期純利益をいい、以下同様とする。）が下記（a）から（c）に掲げる各金額を超過した場合、各新株予約権者に割り当てられた新株予約権のうち、それぞれ定められた割合（以下「行使可能割合」という。）の個数を行使することができる。なお、行使可能な新株予約権の数に1個未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てた数とする。
  - (a) 累積当期純利益が3,500百万円を超過した場合  
行使可能割合：50%
  - (b) 累積当期純利益が3,600百万円を超過した場合  
行使可能割合：75%
  - (c) 累積当期純利益が3,700百万円を超過した場合  
行使可能割合：100%
 ただし、平成28年9月期から平成30年9月期までのいずれかの期の当期純利益が1,000百万円以下となった場合、新株予約権を行使することはできない。
- ② 新株予約権者は割当日から平成30年9月30日までの間に、金融商品取引所における当社普通株式の普通取引終値が一度でも680円を下回った場合、上記①に関わらず、残存する全ての本新株予約権を行使することができない。
- ③ 新株予約権の割当てを受けた者が死亡した場合、その相続人は新株予約権を行使することができる。
- ④ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- ⑤ 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。
- ⑥ その他の権利行使の条件は、当社と割当対象者との間で締結する新株予約権割当契約書に定めるところによる。ただし、本新株予約権の払込金額に影響を与え得る行使条件は設定できない。

#### 4. 会社役員に関する事項

##### (1) 取締役及び監査役の氏名等（令和2年9月30日現在）

| 地 位       | 氏 名     | 担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況                                                                                   |
|-----------|---------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 代 表 取 締 役 | 内 藤 亨   |                                                                                                           |
| 代 表 取 締 役 | 間 嶋 正 明 |                                                                                                           |
| 取 締 役     | 渡 辺 雅 文 | 公認会計士 渡辺雅文公認会計士事務所 代表<br>株式会社sMedio 監査役<br>カンタツ株式会社 監査役                                                   |
| 取 締 役     | 檜 森 隆 伸 | 特定非営利活動法人 国連UNHCR協会 顧問                                                                                    |
| 取 締 役     | 横 山 和 樹 | 公認会計士 監査法人アクセル 代表社員<br>税理士 税理士法人アクセル 代表社員<br>株式会社アクセルコンサルティング 代表取締役<br>アスクプロ株式会社 監査役<br>株式会社ズーム 取締役・監査等委員 |
| 常 勤 監 査 役 | 廣 澤 智   |                                                                                                           |
| 監 査 役     | 遠 藤 修 介 | 株式会社エルゼウス 代表取締役社長<br>株式会社LOGICOST 代表取締役社長                                                                 |
| 監 査 役     | 洞 駿     | スカイマーク株式会社 代表取締役社長執行役員                                                                                    |

- (注) 1. 取締役渡辺雅文氏、檜森隆伸氏及び横山和樹氏は、社外取締役であります。  
2. 監査役遠藤修介氏及び洞駿氏は、社外監査役であります。  
3. 当社は取締役渡辺雅文氏、檜森隆伸氏、横山和樹氏、監査役遠藤修介氏及び洞駿氏を東京証券取引所の上場規則で定める「独立役員」として、同取引所に対して届出を行っております。  
4. 監査役廣澤智氏及び遠藤修介氏は、公認会計士等の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。  
5. 取締役渡辺雅文氏、檜森隆伸氏、横山和樹氏、監査役遠藤修介氏及び洞駿氏が兼職している他の法人等と当社との間には、重要な関係はありません。

6. 当社では平成17年4月1日より執行役員制度を導入しております。当事業年度末における執行役員は次のとおりであります。

| 地 位         | 氏 名     | 担 当 又 は 主 な 職 業 |
|-------------|---------|-----------------|
| 執 行 役 員 会 長 | 内 藤 亨   |                 |
| 執 行 役 員 社 長 | 間 嶋 正 明 |                 |
| 執 行 役 員     | 中 村 和 正 | 営業本部長 兼 東日本営業部長 |
| 執 行 役 員     | 山 本 裕   | 営業本部 西日本営業部長    |
| 執 行 役 員     | 牧 野 大 祐 | 営業本部 北日本営業部長    |
| 執 行 役 員     | 西 村 進 一 | 運営本部長           |
| 執 行 役 員     | 安 部 雅 子 | 管理本部長           |

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は取締役渡辺雅文氏、檜森隆伸氏、横山和樹氏、監査役廣澤智氏、遠藤修介氏及び洞駿氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を法令の定める限度まで限定する契約を締結しております。

### (3) 取締役及び監査役の報酬等の額

| 区 分   | 人 員 | 報 酬 等 の 額 |
|-------|-----|-----------|
| 取 締 役 | 5名  | 215百万円    |
| 監 査 役 | 3名  | 15百万円     |
| 計     | 8名  | 230百万円    |

- (注) 1. 株主総会決議による報酬限度額は、取締役分 年額300百万円（うち社外取締役分20百万円以内、使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まない）、監査役分 年額30百万円であります。
2. 事業年度末日現在の取締役は5名、監査役は3名であります。

### (4) 社外役員に関する事項

#### ① 重要な兼職先と当社との関係

重要な兼職の状況等につきましては18頁に記載のとおりであります。

#### ② 当事業年度における主な活動状況

##### イ. 取締役会及び監査役会への出席状況

|           | 取締役会（16回開催） |      | 監査役会（13回開催） |      |
|-----------|-------------|------|-------------|------|
|           | 出席回数        | 出席率  | 出席回数        | 出席率  |
| 取締役 渡辺 雅文 | 16回         | 100% | －           | －    |
| 取締役 檜森 隆伸 | 16回         | 100% | －           | －    |
| 取締役 横山 和樹 | 16回         | 100% | －           | －    |
| 監査役 遠藤 修介 | 16回         | 100% | 13回         | 100% |
| 監査役 洞 駿   | 16回         | 100% | 13回         | 100% |

ロ. 取締役会及び監査役会における発言状況

取締役渡辺雅文氏は、当事業年度開催の取締役会の全てに出席し、公認会計士として監査法人に長年勤務し培われた豊富な知識・見地から、経営陣から独立した客観的視点をもって助言・発言を行っております。

取締役檜森隆伸氏は、当事業年度開催の取締役会の全てに出席し、経営者として、また、特定非営利活動法人の理事・顧問としての豊富な知識・見地から、経営陣から独立した客観的視点をもって助言・発言を行っております。

取締役横山和樹氏は、当事業年度開催の取締役会の全てに出席し、公認会計士・税理士として、また、経営者としての豊富な知識・見地から、経営陣から独立した客観的視点をもって助言・発言を行っております。

監査役遠藤修介氏は、当事業年度開催の取締役会及び監査役会の全てに出席し、公認会計士としての専門的見地から、取締役会及び監査役会の意思決定の妥当性及び適正性を確保するための助言・発言を行っております。

監査役洞駿氏は、当事業年度開催の取締役会及び監査役会の全てに出席し、経営者としての豊富な知識・見地から、取締役会及び監査役会の意思決定の妥当性及び適正性を確保するための助言・発言を行っております。

③ 社外役員の報酬等の総額

|             | 人員 | 報酬等の額 |
|-------------|----|-------|
| 社外役員の報酬等の総額 | 5名 | 15百万円 |

## 5. 会計監査人の状況

### (1) 名称

有限責任監査法人トーマツ

### (2) 報酬等の額

当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額 20百万円

当社が会計監査人に支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額 20百万円

(注) 1. 上記、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額は、会社法上の監査に対する報酬等の額及び金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額の合計額であります。

2. 当社監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

### (3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

### (4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合には、監査役会の決議により会計監査人の解任または不再任を株主総会の議案の内容とすることといたします。会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合には、監査役会は監査役の全員の同意により会計監査人を解任いたします。

## 6. 会社の体制及び方針

- (1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制
- ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- イ. 取締役及び使用人が法令を遵守することはもとより、定款を遵守し、社会規範を尊重し、企業理念に則った行動をとるため、「パラカ株式会社行動規範」（以下、行動規範）を定め、周知徹底を図る。
- ロ. コンプライアンスの徹底を図るため、代表取締役は、基本的な方針について宣言するとともに、内部統制・コンプライアンス担当執行役員をコンプライアンス全体に関する総括責任者として任命し、コンプライアンス体制の構築・維持・整備にあたる。監査役及び内部監査担当は連携し、コンプライアンス体制の状況を調査する。これらの活動は取締役会及び監査役会に報告されるものとする。
- ハ. 法令違反の疑義ある行為等について、使用人が通報できる社外の弁護士・専門家を窓口とする内部通報制度を整備するとともに、通報者に不利益がないことを確保する。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
- 取締役の職務執行に係る情報については、「文書管理規程」に従い、文書または電磁的媒体（以下「文書等」という）に記録し保存する。取締役及び監査役は、常時これらの文書等を閲覧できるものとする。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- イ. 当社のリスク管理を体系的に定める「リスク管理規程」を定め、同規程に基づくリスク管理体制の構築及び運用を行う。
- ロ. 組織横断的なリスク管理については内部統制・コンプライアンス担当執行役員が行い、各部署所管業務に付随するリスク管理は担当部署が行うこととする。また、内部監査担当は各部署毎のリスク管理の状況を監査し、その結果を定期的に代表取締役に報告する。



- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- イ. 経営の適正性、健全性を確保し、業務執行の効率化を図るため、経営の意思決定・監督機関としての取締役会の機能とその意思決定に基づく業務執行機能を明確にする。双方の機能を強化するために、執行役員制度を採用し、同制度の維持・充実を図る。
  - ロ. 中長期経営戦略を策定し、全社で意思統一する。経営戦略を企業全体で共有し、強固なものにするために、定期的に経営戦略会議を開催し、企業の存続・発展を図る。
  - ハ. 中期経営方針を立案し、社内で共有する。そして単年度予算を立案し、全社的な数値目標を設定する。その達成に向けて、取締役会、執行役員会及びすべての管理職が出席する会議（社内呼称：管理職会議）にて、具体策の立案及び進捗管理を行う。
  - ニ. 取締役の職務の執行については、「業務分掌規程」、「職務権限規程」において、それぞれの責任者の職務内容及び責任を定め、効率的に職務の執行が行われる体制をとる。
- ⑤ 監査役の職務を補助すべき使用人に関する体制と当該使用人の取締役からの独立性に関する事項
- 監査役が必要とした場合、監査役の職務を補助する使用人を置くものとする。なお、当該使用人の任命・異動・評価・懲戒については、監査役会の意見を尊重し、決定する。
- ⑥ 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
- イ. 取締役及び使用人は、会社に著しい損害を及ぼす恐れがある事実が発生したとき、取締役及び使用人による法令違反の疑義ある行為を発見したとき、その他監査役が報告すべきと定めた事実が生じたときは、速やかに監査役に報告する。なお、前記に関わらず、監査役は必要に応じて、取締役及び使用人に対し報告を求めることができる。
  - ロ. 監査役は、代表取締役との定期的な意見交換会を設けるほか、会計監査人、内部統制・コンプライアンス担当執行役員、内部監査担当と相互連携し、監査の実効性を確保する。

- ⑦ 監査役へ報告をした者が当該報告を理由として不利な取扱を受けないことを確保するための体制  
当社は、⑥に記載されている体制を利用して監査役へ報告を行った者に対し、当該報告を行ったことを理由として不利な取り扱いを受けないよう適切な処置を講ずるものとする。
- ⑧ 監査役職務の執行について生じる費用または債務の処理に係る方針に関する事項  
監査役が、その職務の執行を行うことによって発生した費用又は債務は、会社法第388条の規定に基づき、当社は当該費用又は債務を処理するものとする。
- ⑨ その他監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制  
監査役は取締役会及びその他重要な会議に出席するとともに、業務執行に係る重要な書類の閲覧を行い、必要に応じて取締役及び使用人に対し報告を求めることができる。また、会計監査人から監査内容について報告を受けることができる。
- ⑩ 財務報告の信頼性を確保するための体制  
財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法に基づく内部統制報告書の有効かつ適切な提出に向け、内部統制システムの構築を行う。また、その体制が適正に機能することを継続的に評価し、必要な是正を行うこととする。
- ⑪ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況  
社会的秩序や健全な企業活動を阻害する恐れのある反社会的勢力とは一切関係を持たない。また、反社会的勢力からの不当な要求に対しては毅然とした態度で対応する。

(2) 上記の業務の適正を確保するための体制の運用状況

当社の業務の適正を確保するために必要な体制の最近1年間（当事業年度の末日から遡って1か年）における実施状況は次のとおりであります。

- ① 取締役会を16回開催し、法令等に定められた事項や経営方針・予算の策定等経営に関する重要事項を決定し、月次の経營業績の分析・対策・評価を検討するとともに法令・定款等への適合性及び業務の適正性の観点から審議いたしました。
- ② 監査役会を13回開催し、監査方針、監査計画を協議決定し、重要な社内会議への出席、業務及び財産の状況の監査、取締役の職務執行の監査、法令・定款等の遵守について監査いたしました。
- ③ 財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に鑑み、策定した実施計画に基づき内部統制評価を実施いたしました。また、決算開示資料については、取締役会に付議したのち開示を行うことにより適正性を確保いたしました。
- ④ 情報セキュリティ対策として、リスク管理委員会を開催し、会社の機密情報の漏えいを防止するための方策を協議いたしました。また、各従業員に対して偽装メールについての注意喚起を行い、セキュリティ意識の向上を図りました。

~~~~~  
本事業報告中の記載数字は、金額については表示単位未満切り捨て、比率その他については表示単位未満四捨五入しております。

貸借対照表

(令和2年9月30日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	5,387	流 動 負 債	2,885
1. 現 金 及 び 預 金	4,500	1. 買 掛 金	208
2. 売 掛 金	126	2. 短 期 借 入 金	204
3. 貯 蔵 品	3	3. 1年内返済予定の長期借入金	1,744
4. 前 払 費 用	546	4. リ ー ス 債 務	416
5. そ の 他	210	5. 未 払 金	71
6. 貸 倒 引 当 金	△0	6. 未 払 費 用	14
		7. 未 払 法 人 税 等	31
		8. 未 払 消 費 税 等	31
		9. 前 受 り 金	53
		10. 預 引 当 金	12
		11. 賞 与 引 当 金	27
		12. 株 主 優 待 引 当 金	18
		13. そ の 他	50
固 定 資 産	30,221	固 定 負 債	17,225
1. 有 形 固 定 資 産	29,549	1. 長 期 借 入 金	15,754
1) 建 物	567	2. リ ー ス 債 務	943
2) 構 築 物	302	3. 株 式 給 付 引 当 金	40
3) 機 械 及 び 装 置	836	4. 資 産 除 去 債 務	288
4) 工 具、器 具 及 び 備 品	70	5. そ の 他	198
5) 土 地	26,439		
6) リ ー ス 資 産	1,283	負 債 合 計	20,110
7) 建 設 仮 勘 定	48		
		純 資 産 の 部	
2. 無 形 固 定 資 産	90	株 主 資 本	15,541
1) 商 標 権	1	1. 資 本 金	1,812
2) ソ フ ト ウ ェ ア	88	2. 資 本 剰 余 金	2,232
3) そ の 他	0	1) 資 本 準 備 金	1,842
		2) そ の 他 資 本 剰 余 金	390
3. 投 資 そ の 他 の 資 産	581	3. 利 益 剰 余 金	11,879
1) 投 資 有 価 証 券	37	1) そ の 他 利 益 剰 余 金	11,879
2) 出 資 金	0	特 別 償 却 準 備 金	102
3) 役 員 及 び 従 業 員 に 対 する 長 期 貸 付 金	17	繰 越 利 益 剰 余 金	11,777
4) 長 期 前 払 費 用	45	4. 自 己 株 式	△383
5) 繰 延 税 金 資 産	142	評 価 ・ 換 算 差 額 等	△71
6) そ の 他	338	1. そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	7
		2. 繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	△78
		新 株 予 約 権	27
資 産 合 計	35,608	純 資 産 合 計	15,497
		負 債 純 資 産 合 計	35,608

損益計算書

(令和元年10月1日から令和2年9月30日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売上高		12,471
売上原価		9,590
売上総利益		2,880
販売費及び一般管理費		1,487
営業利益		1,393
営業外収益		
受取利息	0	
受取配当金	0	
保険配当金	0	
未払配当金除斥益	1	
受取保険金	1	
その他	0	3
営業外費用		
支払利息	208	
その他	3	211
経常利益		1,185
特別利益		
新株予約権戻入益	6	6
特別損失		
固定資産除却損	27	
固定資産売却損	4	
投資有価証券評価損	48	80
税引前当期純利益		1,111
法人税、住民税及び事業税	344	
法人税等調整額	18	362
当期純利益		748

株主資本等変動計算書

(令和元年10月1日から令和2年9月30日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本			
	資 本 金	資 本 剰 余 金		
		資 本 準 備 金	そ の 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 合 計
令和元年10月1日残高	1,792	1,822	383	2,206
事業年度中の変動額				
新株の発行(新株予約権の行使)	19	19	—	19
剰余金の配当	—	—	—	—
当期純利益	—	—	—	—
特別償却準備金の取崩	—	—	—	—
自己株式の処分	—	—	6	6
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)	—	—	—	—
事業年度中の変動額合計	19	19	6	26
令和2年9月30日残高	1,812	1,842	390	2,232

	株 主 資 本				
	利 益 剰 余 金			自 己 株 式	株 主 資 本 計
	そ の 他 利 益 剰 余 金		利 益 剰 余 金 計		
	特 別 償 却 準 備 金	繰 越 利 益 剰 余 金			
令和元年10月1日残高	184	11,474	11,659	△385	15,273
事業年度中の変動額					
新株の発行(新株予約権の行使)	—	—	—	—	39
剰余金の配当	—	△527	△527	—	△527
当期純利益	—	748	748	—	748
特別償却準備金の取崩	△82	82	—	—	—
自己株式の処分	—	—	—	1	8
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)	—	—	—	—	—
事業年度中の変動額合計	△82	302	220	1	267
令和2年9月30日残高	102	11,777	11,879	△383	15,541

(単位：百万円)

	評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	評価・換算 差額等合計		
令和元年10月1日残高	10	△100	△90	37	15,221
事業年度中の変動額					
新株の発行(新株予約権の行使)	－	－	－	－	39
剰余金の配当	－	－	－	－	△527
当期純利益	－	－	－	－	748
特別償却準備金の取崩	－	－	－	－	－
自己株式の処分	－	－	－	－	8
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)	△2	21	19	△10	8
事業年度中の変動額合計	△2	21	19	△10	276
令和2年9月30日残高	7	△78	△71	27	15,497

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

時価のないもの

移動平均法による原価法

(2) デリバティブの評価基準及び評価方法

時価法を採用しております。

(3) たな卸資産の評価基準及び評価方法

貯蔵品……………最終仕入原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

(4) 固定資産の減価償却方法

有形固定資産……………定率法を採用しております。但し、建物（附属設備を除く）及び機械及び装置（太陽光発電設備）並びに平成28年4月1日以降取得の建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。主な耐用年数は以下のとおりです。

建物及び構築物 3～50年

機械及び装置 17年

工具、器具及び備品 3～20年

なお、取得価額が10万円以上20万円未満の資産については、法人税法の規定に基づく3年均等償却を行っております。

無形固定資産……………定額法を採用しております。

(リース資産を除く) なお、自社利用のソフトウエアについては、見込利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

リース資産……………リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

長期前払費用……………定額法を採用しております。

(5) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員賞与の支給に備えるため、支給見込額を計上しております。

③ 株主優待引当金

株主優待制度に伴う支出に備えるため、発生見込額を計上しております。

④ 株式給付引当金

株式給付規程に基づく従業員への当社株式の交付に備えるため、当事業年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

(6) ヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。なお、金利スワップの特例処理の要件を満たすものについては特例処理によっております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段…金利スワップ

ヘッジ対象…借入金

③ ヘッジ方針

金利リスクの低減のため、対象債務の範囲内でヘッジを行っております。

④ ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ有効性評価は、開始時から有効性判定時点までの期間における、ヘッジ手段とヘッジ対象のキャッシュ・フロー変動を比較し、両者の変動比率等を基礎として行っております。なお、金利スワップの特例処理の要件を満たすものについては、ヘッジ有効性評価を省略しております。

(7) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(追加情報)

(従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引)

当社は、経済的な効果を株主の皆様と共有できる形で、従業員の帰属意識の醸成と経営参画意識を持たせ、従業員の長期的な業績向上や株価上昇に対する意欲や士気の高揚を図ること、人材採用において優秀な人員を確保すること、長期勤続に対する功労のための退職金制度を整備することを目的として、従業員に信託を通じて自社の株式を交付する取引を行っております。

(1) 取引の概要

本制度は、当社が拠出する金銭を原資として信託を設定し、信託を通じて当社株式の取得を行い、従業員に対して、取締役会が定める株式給付規程に従って、信託を通じて当社株式を交付するインセンティブ・プランであります。

当社は、株式給付規程に基づき、毎年、従業員に対し業績貢献度等に応じてポイントを付与し、退職時に(累積した)ポイントに相当する当社株式を無償で給付します。

(2) 信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額(付随費用の金額を除く。)により、純資産の部に自己株式として計上しております。当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、前事業年度365百万円、249,713株、当事業年度365百万円、249,713株であります。

(新型コロナウイルス感染症に伴う会計上の見積り)

新型コロナウイルス感染症の影響に関して、緊急事態宣言下においては売上高の急激な落ち込みが生じたものの、令和2年9月次の売上高においては前年同月比87.2%まで回復しております。新型コロナウイルス感染者数推移及び同ウイルスに対するワクチン等の開発状況等を踏まえると、当第4四半期と同程度の下落が、令和3年9月期通期にわたって継続するものと想定しており、事業継続ならびに業績への影響は限定的であるとの仮定のもと、固定資産の減損及び繰延税金資産の回収可能性等の会計上の見積りを行っております。また、今後2～3年程度をかけて、新型コロナウイルス感染症が収束し、感染流行前の事業環境に戻ると想定しております。

なお、新型コロナウイルス感染症による影響については不確実性が高く、今後の感染拡大の状況や経済への影響によっては、当社の経営成績等に重要な影響を及ぼす可能性があります。

(従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引)

「従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引に関する取扱い」(実務対応報告第36号 平成30年1月12日。以下「実務対応報告第36号」という。)の適用日より前に従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与した取引については、実務対応報告第36号第10項(3)に基づいて、従来採用していた会計処理を継続しております。

採用している会計処理の概要

(権利確定日以前の会計処理)

- (1) 権利確定条件付き有償新株予約権の付与に伴う従業員等からの払込金額を、純資産の部に新株予約権として計上する。
- (2) 新株予約権として計上した払込金額は、権利不確定による失効に対応する部分を利益として計上する。

(権利確定日後の会計処理)

- (3) 権利確定条件付き有償新株予約権が権利行使され、これに対して新株を発行した場合、新株予約権として計上した額のうち、当該権利行使に対応する部分を払込資本に振り替える。
- (4) 権利不行使による失効が生じた場合、新株予約権として計上した額のうち、当該失効に対応する部分を利益として計上する。この会計処理は、当該失効が確定した期に行う。

(貸借対照表に関する注記)

1. 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産は次のとおりであります。

現金及び預金	46百万円
建物	402百万円
土地	25,831百万円
合計	26,280百万円

担保付債務は次のとおりであります。

1年内返済予定の長期借入金	1,228百万円
長期借入金	14,320百万円
合計	15,549百万円

2. 有形固定資産の減価償却累計額 5,968百万円

3. 取締役に対する金銭債権 11百万円

(損益計算書に関する注記)

該当事項はありません。

(株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び数に関する事項

(単位：株)

株式の種類	当事業年度期首	増 加	減 少	当事業年度末
発行済株式				
普通株式	10,229,400	27,800	—	10,257,200
自己株式				
普通株式	330,309	—	6,900	323,409

- (注) 1. 発行済株式の増加は新株予約権の権利行使による増加であります。
 2. 自己株式の減少は新株予約権の権利行使による減少であります。
 3. 自己株式数に含まれる従業員株式給付信託が保有する自社の株式数は、期首249,713株、期末249,713株です。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数 (株)				当事業年度末残高 (百万円)
		当事業年度期首	増 加	減 少	当事業年度末	
平成23年新株予約権⑨	普通株式	1,600	—	1,600	—	—
平成24年新株予約権⑩	普通株式	9,200	—	6,800	2,400	0
平成25年新株予約権⑪	普通株式	10,000	—	—	10,000	6
平成26年新株予約権⑫	普通株式	60,800	—	7,600	53,200	13
平成27年有償新株予約権⑬	普通株式	380,000	—	20,000	360,000	6
合 計	—	461,600	—	36,000	425,600	27

- (注) 減少の株数の主なものは、権利行使による消滅であります。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払総額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
令和元年12月18日 定時株主総会	普通株式	527百万円	52円	令和元年9月30日	令和元年12月19日

(注) 配当金の総額には、従業員株式給付信託が保有する自社の株式に対する配当金12百万円が含まれております。

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの
令和2年12月17日開催予定の第24期定時株主総会に次のとおり付議いたします。

配当原資	利益剰余金
配当金の総額 (注)	560百万円
1株当たりの配当金額	55円
基準日	令和2年9月30日
効力発生日	令和2年12月18日

(注) 配当金の総額には、従業員株式給付信託が保有する自社の株式に対する配当金13百万円が含まれております。

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
賞与引当金	8百万円
未払事業税	7百万円
投資有価証券	14百万円
土地	56百万円
繰延ヘッジ損益	34百万円
株式給付引当金	12百万円
資産除去債務	88百万円
その他	8百万円
繰延税金資産小計	<u>231百万円</u>
評価性引当額	<u>△12百万円</u>
繰延税金資産合計	219百万円
繰延税金負債	
資産除去費用	25百万円
特別償却準備金	45百万円
その他	6百万円
繰延税金負債合計	<u>76百万円</u>
繰延税金資産（負債）の純額	<u>142百万円</u>

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については預金や安全性の高い金融商品等に限定し、また、資金調達については銀行借入や社債発行による方針であります。デリバティブは、借入金の金利変動リスクを回避するために利用し、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

投資有価証券は株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。

長期借入金(原則として20年以内)は主に土地購入に係る資金調達です。変動金利の借入金は、金利の変動リスクに晒されていますが、このうち長期のものの一部については、支払金利の変動リスクを回避し支払利息の固定化を図るために、個別契約ごとにデリバティブ取引(金利スワップ取引)をヘッジ手段として利用しています。ヘッジの有効性の評価方法については、開始時から有効性判定時点までの期間における、ヘッジ手段とヘッジ対象のキャッシュ・フロー変動を比較し、両者の変動比率等を基礎として行っております。なお、金利スワップの特例処理の要件を満たすものについては、ヘッジ有効性評価を省略しております。

デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限を定めた社内規程に従って行っており、また、デリバティブ取引の利用にあたっては、信用リスクを軽減するために、格付の高い金融機関とのみ取引を行っております。

また、借入金は流動性リスクに晒されていますが、月次に資金繰計画を作成するなどの方法により管理しております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

「2. 金融商品の時価等に関する事項」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

2. 金融商品の時価等に関する事項

令和2年9月30日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	4,500	4,500	－
(2) 投資有価証券 その他有価証券	26	26	－
資産計	4,526	4,526	－
(1) 短期借入金	204	204	－
(2) 長期借入金(※) 1	17,498	17,684	186
(3) リース債務(※) 1	1,359	1,436	77
負債計	19,062	19,325	263
デリバティブ取引(※) 2	(113)	(380)	△266

(※) 1 1年内返済予定の長期借入金を含んでおります。また、リース債務は流動負債と固定負債の合計であります。

(※) 2 デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については()で示しております。

(注) 1 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資産

(1) 現金及び預金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

負債

(2) 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

(3) リース債務

リース債務の時価については、元利金の合計額を同様の新規リースを行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

デリバティブ取引

取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。

(注) 2 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

非上場株式（貸借対照表計上額11百万円）については、市場価格がなく、かつ、将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるものであるため、「(2) 投資有価証券」には含めておりません。

(注) 3 金銭債権の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内
現金及び預金	4,500
合計	4,500

(注) 4 長期借入金及びその他の有利子負債の返済予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
長期借入金	1,744	1,659	1,586	1,586	1,478	9,444
リース債務	416	348	269	167	90	66
合計	2,160	2,007	1,855	1,754	1,569	9,511

(賃貸等不動産に関する注記)

当社では、東京都その他の地域において、時間貸駐車場を有しております。当事業年度における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は1,381百万円（賃貸収益は売上高に、主な賃貸費用は売上原価に計上）、固定資産売却損は4百万円（特別損失に計上）であります。賃貸等不動産の貸借対照表計上額及び当事業年度における主な変動並びに決算日における時価及び当該時価の算定方法は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

貸借対照表計上額			決算日 における時価
当事業年度期首残高	当事業年度増減額	当事業年度末残高	
24,224	2,605	26,830	28,979

- (注) 1. 貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。当事業年度増減額のうち、主な増加は不動産取得（2,951百万円）であり、主な減少は不動産売却（304百万円）であります。
2. 時価の算定方法
主要な物件については社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価書に基づく金額、その他の重要性の乏しいものについては、一定の評価額や適切に市場価格を反映していると考えられる指標に基づく金額を採用しております。

(関連当事者との取引に関する注記)

役員及び個人主要株主等

種類	会社等の名称 または氏名	議決権等の 所有(被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末 残高 (百万円)
役員	内藤 亨	被所有 直接 1.85%	当社 代表取締役	新株予約権の 行使 (注1)	33	—	—
				資金の貸付 (注2)	—	役員及び従業員 に対する 長期貸付金	9
				利息の受取 (注2)	0	—	—
役員	間嶋 正明	被所有 直接 1.20% 間接 0.10%	当社 代表取締役	新株予約権の 行使 (注3)	3	—	—

- (注) 1. 平成26年12月18日開催第18回定時株主総会及び平成27年7月31日開催取締役会決議に基づき付与された新株予約権の当事業年度における権利行使を記載しております。
2. 資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。
3. 平成24年12月19日開催第16回定時株主総会及び平成26年12月18日開催第18回定時株主総会決議に基づき付与された新株予約権の当事業年度における権利行使を記載しております。

(1株当たり情報に関する注記)

1株当たり純資産額 1,557円36銭

1株当たり当期純利益 75円51銭

(注) 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

当期純利益(百万円)	748
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—
普通株式に係る当期純利益(百万円)	748
期中平均株式数(株)※	9,909,046

※期中平均株式数の算定に当たって控除する自己株式数には、従業員株式給付信託における自己株式249,713株を含めております。

会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

令和2年11月16日

パラカ株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

東京事務所

指定有限責任社員

業務執行社員 公認会計士 早稲田 宏[Ⓔ]

指定有限責任社員

業務執行社員 公認会計士 小堀 一 英[Ⓔ]

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、パラカ株式会社の令和元年10月1日から令和2年9月30日までの第24期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、令和元年10月1日から令和2年9月30日までの第24期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査担当、その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

令和2年11月17日

パラカ株式会社 監査役会

常勤監査役	廣 澤	智	㊟
監 査 役	遠 藤	修 介	㊟
監 査 役	洞	駿	㊟

(注) 監査役遠藤修介及び監査役洞駿は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

株主総会会場ご案内図

(詳細は前頁をご参照下さい)

会場：東京都港区赤坂九丁目7番1号
東京ミッドタウン カンファレンス Room7
(ミッドタウン・タワー 4F)



最寄駅

六本木駅

都営大江戸線 : 8番出口より直結
東京メトロ日比谷線 : 4a出口側から地下通路を經由し、
8番出口より直結

乃木坂駅

東京メトロ千代田線 : 3番出口より徒歩約3分

六本木一丁目駅

東京メトロ南北線 : 1番出口より徒歩約10分

※お車でのご来場はご遠慮下さいますようお願い申し上げます。



見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。